



国際競争力強化に向けた大学の役割

○現在の日本において

国際競争力強化にむけて、あたらしいイノベーション
(技術革新と社会システム革新)が求められている。

○大学は、イノベーションを促進するための知の創造の重要な 担い手の一員

大学は特許制度を通してイノベーションの促進に貢献

大学が特許を取得することの意義

【意義1】大学発の研究成果の一日でも早い社会還元を図る

【意義2】企業が産学共同研究への研究資金の投資を促進する



知的創造サイクルの活性化に資する

大学の特殊性を踏まえた柔軟な特許出願制度等



○ 大学が特許の保有において直面している課題

・研究成果の公表義務(研究論文の発表)



【矛盾】

・研究成果の公表は特許要件の1つである新規性の喪失に繋がる。

(現行の特許法は非営利研究機関である大学が特許出願することを想定していなかった。)



○ 大学の特殊性を踏まえた柔軟な「仮出願制度」の導入を要望

→「知的財産推進計画2010」の「3本柱:知的財産の産業横断的な強化策」

「大学・公的研究機関による知的財産の活用を大幅に増やすべく、料金の低額化、出願要件の緩和等、ユーザーの利便性向上などに資するべく特許制度(仮出願制度の導入／新規性喪失の例外の拡大等)を見直す」ことを盛り込むべき。



○ 柔軟な特許出願制度のもとに、さらなる国際競争力強化に繋がる質の高い特許の確保を図るため、**外国出願費用の助成制度の拡充に加え、iPS細胞技術のような国家の基盤技術となるような特許については、海外での権利確保に必要な特許係争に係わる支援策が必要。**